

○厚生労働省令第二十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる省令の規定中「~~コホロヒ~~」を削る。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）様式第一号（裏面）、様式第二号（裏面）、様式第二十八号、様式第三十号及び様式第三十一号

二 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）様式第五号から様式第十一号まで、様式第十四号及び様式第十五号

- 三 覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）別記第一号様式（一）から別記第一号様式（三）まで、別記第二号様式の二から別記第三号様式の二まで、別記第五号様式から別記第八号様式（三）まで、別記第十号様式、別記第十号様式の二及び別記第十一号様式から別記第十一号様式の三まで
- 四 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）別記第一号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十五号様式から別記第四十二号様式まで
- 五 あへん法施行規則（昭和二十九年厚生省令第二十六号）第一号様式から第十九号様式まで
- 六 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）様式第五号（裏面）、様式第六号（裏面）、様式第七号（裏面）、様式第七号の三（裏面）、様式第八号（裏面）、様式第九号（裏面）、様式第九号の二（裏面）、様式第十一号（裏面）、様式第三十四号（裏面）、様式第三十七号、様式第三十九号及び様式第四十号
- 七 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）第一号様式及び第二号様式

八 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）様式第一から様式第四まで及び様式第六から様式第二十まで

九 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）別記様式（裏面）

十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）様式第一号（表面）、様式第三号（表面）、様式第四号（表面）、様式第五号（表面）、様式第六号（表面）、様式第八号（表面）、様式第九号（表面）、様式第十号（表面）、様式第十一号（表面）、様式第十一号の二（表面）、様式第十二号、様式第十三号（表面）、様式第十四号及び様式第十五号

十一 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第四十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）別記様式（裏面）

十二 石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和四十二年厚生省令第四十一号）別記様式

十三 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年^{厚生省}令第一号）様式第四号から様式第六号の二まで^{労働省}

び様式第十号

- 十四 家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）様式第二号及び様式第三号
- 十五 年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）（表紙）
- 十六 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）様式第一号（表面）、様式第三号（表面）、様式第五号（表面）及び様式第七号（表面）
- 十七 環境衛生監視員証を定める省令（昭和五十二年厚生省令第一号）別記様式
- 十八 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十四年厚生省令第四十九号）（裏）
- 十九 国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）別記様式（裏面）
- 二十 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）様式第三及び様式第四
- 二十一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）様式第十一号

- 二十二 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）別記様式（裏面）
- 二十三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）様式第一号、様式第二号（11ページ）、様式第四号（一）、様式第四号（二）、様式第四号（三）（裏）、様式第四号の二、様式第七号から様式第十号（表面）まで、様式第十二号から様式第十四号（表面）まで、様式第十五号から様式第十七号（表面）まで、様式第十八号、様式第十九号（一）（表面）、様式第十九号（二）（表面）、様式第二十号（表面）、様式第二十一号（表面）、様式第二十二号（表面）、様式第二十三号（表面）、様式第二十四号から様式第二十六号（表面）まで、様式第二十七号（表面）、様式第二十八号、様式第二十九号、様式第三十号（裏面）、様式第三十一号、様式第三十二号、様式第三十三号（10ページ）及び様式第三十三号の二（3ページ）
- 二十四 水道法施行規則の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第六十九号）附則様式第一
- 二十五 精神保健福祉法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）様式第一（裏面）及び様式第二から様式第四まで
- 二十六 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）様式第一号から様式第八号ま

で、様式第九号（裏面）の備考及び様式第十号から様式第十六号まで

二十七 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）様式第一号、様式第二号及び様式第三号（裏面）

二十八 特別児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成十五年厚生労働省令第五十三号）（表紙）

二十九 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第四百十八号）別記様式（表）

三十 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第五百十二号）別記様式及び附則別記様式

三十一 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第五百十一号）様式第三号、様式第五号及び様式第六号

三十二 日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第六十五号）別記様式（裏面）

三十三 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行

規則（平成二十二年厚生労働省令第六十七号）様式第三号、様式第五号及び様式第六号

三十四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第四百四十四号）様式第二号（3ページ）、様式第三号（裏）、様式第四号（裏）及び様式第五号

（裏）

三十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第一百十号）様式

第一（第十面）、様式第一の二（第五面）、様式第二から様式第四まで、様式第五（第三面）、様式第

七から様式第十一まで、様式第十二（第四面）、様式第十三、様式第十四（裏面）、様式第十六、様式

第十七（裏面）、様式第十八、様式第十九（裏面）、様式第二十、様式第二十一、様式第二十二（第三

面）、様式第二十四（裏面）、様式第二十五（第三面）、様式第二十六（裏面）、様式第二十七（裏面

）、様式第二十八、様式第二十九、様式第三十一及び様式第三十二

三十六 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第五百一十一号）様

式第一号、様式第二号、様式第三号（裏面）、様式第六号、様式第八号及び様式第九号



(職業安定法施行規則の一部改正)

第二条 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(第一面)、様式第一号の二(第一面)、様式第二号(表面)及び様式第三号(表面)中「
日~~本~~労働省」を「日~~本~~労働省」に改める。

様式第四号を次のように改める。



届出制手数料変更命令通知書

(氏名)

殿

令和 年 月 日付け届出のあった職業安定法第32条の3第1項第2号の手数料について、同条第4項の規定に基づき下記の理由により変更を命じます。

令和 年 月 日

都道府県労働局長

印

記

許可番号	
事業所名称	
変更内容	
期限	
変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

様式第五号及び様式第六号（第一面）中「~~田中~~田中兼盛」を「~~田中~~田中兼盛」に改める。
様式第六号の二を次のように改める。



取扱職種範囲等変更命令通知書

(氏名) 殿

令和 年 月 日付け届出のあった職業安定法第32条の12第1項（同法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）の取扱職種の範囲等について、同法第32条の12第3項（同法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき下記の理由により変更することを命じます。

令和 年 月 日

都道府県労働局長 印

記

許可・届出番号	
氏名又は名称	
事業所名称	
変更内容	
期限	
変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

様式第七号（表面）、様式第八号（第一面）、様式第八号の二（表面）及び様式第九号中「~~田~~」に改める。



(消費生活協同組合法施行規則の一部改正)

第三条 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)の

一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(書面の内容等) 第十九条 (略)</p> <p>2 前項の書面には、<u>産業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本産業規格</u>(第四十三条及び第五十一条第一項第三十一号において「<u>日本産業規格</u>」という。)乙八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならぬ。</p> <p>3 (略)</p> <p>(契約締結前交付書面の記載方法) 第四十三条 契約締結前交付書面には、<u>準用金融商品取引法</u>第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、<u>日本産業規格</u>乙八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>契約締結前交付書面</u>には、<u>準用金融商品取引法</u>第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四十六号第八号に掲げる事項を、<u>枠</u>の中に<u>日本産業規格</u>乙八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。</p> <p>3 共済事業を行う組合は、<u>契約締結前交付書面</u>には、<u>第四十六号</u>第一号に掲げる事項及び<u>準用金融商品取引法</u>第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、<u>日本産業規格</u>乙八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。</p>	<p>(書面の内容等) 第十九条 (略)</p> <p>2 前項の書面には、<u>工業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本工業規格</u>(第四十三条及び第五十一条第一項第三十一号において「<u>日本工業規格</u>」という。)乙八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならぬ。</p> <p>3 (略)</p> <p>(契約締結前交付書面の記載方法) 第四十三条 契約締結前交付書面には、<u>準用金融商品取引法</u>第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、<u>日本工業規格</u>乙八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>契約締結前交付書面</u>には、<u>準用金融商品取引法</u>第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四十六号第八号に掲げる事項を、<u>枠</u>の中に<u>日本工業規格</u>乙八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。</p> <p>3 共済事業を行う組合は、<u>契約締結前交付書面</u>には、<u>第四十六号</u>第一号に掲げる事項及び<u>準用金融商品取引法</u>第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、<u>日本工業規格</u>乙八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。</p>

る。

(貸付事業の運営に関する措置)

第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 三十 (略)

三十一 貸付けに係る契約を締結しようとする場合において、当該契約を締結するまでに、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面(日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載したもの)に限る。次号から第四十号まで、第四十五号、第四十八号及び第四十九号において同じ。)を当該契約の相手方となろうとする者に交付するための措置

イカ (略)

三十二 五十七 (略)

2 13 (略)

る。

(貸付事業の運営に関する措置)

第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 三十 (略)

三十一 貸付けに係る契約を締結しようとする場合において、当該契約を締結するまでに、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面(日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載したもの)に限る。次号から第四十号まで、第四十五号、第四十八号及び第四十九号において同じ。)を当該契約の相手方となろうとする者に交付するための措置

イカ (略)

三十二 五十七 (略)

2 13 (略)

別紙様式第二（表面）中「~~田中~~」を「~~田中~~」に改める。



(栄養士法施行規則の一部改正)

第四条 栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十二条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十三条 第二十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十四条 第二十一条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十二条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十三条 第二十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第二十四条 第二十一条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

第一号様式中「~~田~~~~キ~~~~口~~継造器」を削る。

第二号様式中「日本工業規格」を削る。

第四号様式から第七号様式まで及び第九号様式中「~~田~~~~キ~~~~口~~継造器」を削る。



(児童福祉法施行規則の一部改正)

第五条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第五号様式から第八号様式まで中「~~日本児童福祉法~~」を「~~日本児童福祉法~~」に改める。

第九号様式及び第十号様式を次のように改める。

第九号様式及び第十号様式 削除

第十一号様式中「~~日本児童福祉法~~」を「~~日本児童福祉法~~」に改める。



(予防接種法施行規則の一部改正)

第六条 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第十一条の二十八 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>第十一条の二十九 第十一条の二十七のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>第十一条の三十 第十一条の二十七のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第十一条の二十八 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>第十一条の二十九 第十一条の二十七のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>第十一条の三十 第十一条の二十七のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(医師法施行規則等の一部改正)

第七条 次に掲げる省令の規定中「~~ロキ工業部~~A列4番」を「A4」に改める。

一 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)第三号書式

二 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)第三号書式

三 診療放射線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)第三号書式

四 保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第二号様式

五 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)様式第五から様式第十一

まで

六 理学療法士及び作業療法士法施行規則(昭和四十年厚生省令第四十七号)様式第五号及び様式第六号

七 視能訓練士法施行規則(昭和四十六年厚生省令第二十八号)様式第五号



(生活保護法施行規則等の一部改正)

第八条 次に掲げる省令の規定中「日本標準規格」を削る。

- 一 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)様式第一号(裏)及び様式第二号(裏)
- 二 日本赤十字社法施行規則(昭和二十七年厚生省令第四十三号)別記様式



(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を

次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。



第 号	精神保健指定医の証
氏 名	年 月 日 生
勤務先	
厚生労働省	<input type="checkbox"/>

交付日	令和 年 月 日
有効期限	令和 年 月 日

写真ちよう付面

<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜粋、 (報告の徴収及び立入検査) 第十九条の六の十六 略</p> <ol style="list-style-type: none">前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 <p>(申請等に基づき行われる指定医の診察等) 第二十七条 都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。都道府県知事は、入院させなければならないに自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察をさせることができる。都道府県知事は、前二項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条第四項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七条第四項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(報告徴収等) 第三十八条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">略第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と読み替えるものとする。 <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none">この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣に届け出ること。精神保健指定医でなくなったときは、厚生労働大臣に返還すること。この証票の記載事項に変更が生じたときは、直ちに厚生労働大臣に届け出ること。
--	--

(表 面)

<p>第 号</p> <p>(職) 氏 名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>精神保健福祉社職員の証</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>厚生労働省(都道府県又は指定都市) <input type="checkbox"/> 印</p>	<p>写真ちよう付面</p>
---	----------------

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 抜すい

第十九条の六の十六 略
2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証券を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(申請等に基づき行われる指定医の診察等)

第二十七条 都道府県知事は、第二十一条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければなら

ない。
2 都道府県知事は、入院させなければ精神的障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者が明らかである者については、第二十一条から前条までの規定による申請、通報又は届

出がない場合においても、その指定する指定医をして診察をさせることができる。
3 都道府県知事は、前二項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち会わせなければなら

ない。
4 指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。

5 第十九条の六の十六第六項及び第三項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条第四項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七条第四項」と読み替へるものとする。

(報告徴収等)
第三十八条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理

者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院

院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち

入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。
2 略
3 第十九条の六の十六第六項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察についで準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十八条の六第一項」と

と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条の六第一項」と読み替へるものとする。

(注意)
1 この証券の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事又は指定都市市長)に届け出る

こと。
2 精神保健福祉職員でなくなつたときは、厚生労働大臣(都道府県知事又は指定都市市長)に返還すること。

別記様式第四号（表面）中「日本工業規格」を削る。



(クリーニング業法施行規則の一部改正)

第十条 クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第十四条 前条のフレキシブルディスクは、<u>産業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本産業規格</u>(以下「<u>日本産業規格</u>」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第十五条 第十三条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>不正競争防止法</u>等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の<u>工業標準化法</u>に基づく<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本産業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 <u>ポリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本産業規格</u>X六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第十六条 第十三条のフレキシブルディスクには、<u>日本産業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第十四条 前条のフレキシブルディスクは、<u>工業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本工業規格</u>(以下「<u>日本工業規格</u>」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第十五条 第十三条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本工業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 <u>ポリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本工業規格</u>X六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第十六条 第十三条のフレキシブルディスクには、<u>日本工業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(狂犬病予防法施行規則の一部改正)

第十一条 狂犬病予防法施行規則(昭和二十五年厚生省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(鑑札の内容等)</p> <p>第五条 法第四条第二項の規定に基づき市町村長（特別区にあつては、区長。次項及び第十二条第四項を除き、以下同じ。）が交付する鑑札は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する鑑札にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならぬ。ただし、市町村長が別に鑑札を定めるときは、次の第一号から第三号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該鑑札によることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の</p> <p>第五條 法第四條第二項の規定に基づき市町村長（特別区にあつては、区長。次項及び第十二條第四項を除き、以下同じ。）が交付する鑑札は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する鑑札にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならぬ。ただし、市町村長が別に鑑札を定めるときは、次の第一号から第三号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該鑑札によることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の</p> <p>2 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>3 前項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する注射済票にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならぬ。ただし、市町村長が別に注射済票を定めるときは、次の第一号から第四号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該注射済票によることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の</p>	<p>(鑑札の内容等)</p> <p>第五条 法第四条第二項の規定に基づき市町村長（特別区にあつては、区長。次項及び第十二条第四項を除き、以下同じ。）が交付する鑑札は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する鑑札にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならぬ。ただし、市町村長が別に鑑札を定めるときは、次の第一号から第三号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該鑑札によることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の</p> <p>2 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>3 前項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する注射済票にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならぬ。ただし、市町村長が別に注射済票を定めるときは、次の第一号から第四号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該注射済票によることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の</p>

大きさの文字を用いること。

四・五 (略)

4・5 (略)

(フレキシブルディスクの構造)

第十九条 前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格 X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第二十条 第十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二四号又は日本産業規格 X 六二二五号に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五号に規定する方式

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)

第二十一条 第十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 (略)

大きさの文字を用いること。

四・五 (略)

4・5 (略)

(フレキシブルディスクの構造)

第十九条 前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格 X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第二十条 第十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二四号又は日本工業規格 X 六二二五号に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格 X 〇六〇五号に規定する方式

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第二十一条 第十八条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二 (略)

別記様式第四中「田中田中田中田中」を削る。



(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)

第十二条 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定量方法)</p> <p>第十二条の五 令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、<u>産業標準化法</u>（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく<u>日本産業規格</u>（以下「<u>日本産業規格</u>」という。）<u>K二二五五号</u>（石油製品―ガソリン―鉛分の求め方）により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十五条 前条第一項の<u>フレキシブルディスク</u>は、<u>日本産業規格 X六二二三号</u>に適合する九十ミリメートル<u>フレキシブルディスク</u>カートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十六条 第二十四条第一項の<u>フレキシブルディスク</u>への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本産業規格 X六二二五号</u>に規定する方式</p> <p>二 <u>ボリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本産業規格 X〇六〇五号</u>に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十七条 第二十四条第一項の<u>フレキシブルディスク</u>には、<u>日本産業規格 X六二二三号</u>に規定するラベル領域に、次に掲げる事項</p>	<p>(定量方法)</p> <p>第十二条の五 令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、<u>工業標準化法</u>（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく<u>日本工業規格 K二二六〇号</u>（ガソリン中の鉛アンチノック剤定量試験法（重量法））により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十五条 前条第一項の<u>フレキシブルディスク</u>は、<u>工業標準化法</u>（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく<u>日本工業規格</u>（以下「<u>日本工業規格</u>」という。）<u>X六二二三号</u>（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートル<u>フレキシブルディスク</u>カートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十六条 第二十四条第一項の<u>フレキシブルディスク</u>への記録は、次に掲げる方式に従つてなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本工業規格 X六二二四号</u>（平成七年）又は<u>日本工業規格 X六二二五号</u>（平成七年）に規定する方式</p> <p>二 <u>ボリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本工業規格 X〇六〇五号</u>（平成二年）に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第二十七条 第二十四条第一項の<u>フレキシブルディスク</u>には、<u>日本工業規格 X六二二三号</u>（昭和六十二年）に規定するラベル領域に</p>

一・二 (略) を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 (略) 、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第十三条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第四十二条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第四十三条 第四十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第四十四条 第四十一条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第四十二条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第四十三条 第四十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第四十四条 第四十一条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正)

第十四条 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第十六号)の一部を次の表のよう
に改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第四十八条 第四十六条第一項及び前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>産業標準化法</u>(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく<u>日本産業規格</u>(以下「<u>日本産業規格</u>」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第四十九条 第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>不正競争防止法</u>等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の<u>工業標準化法</u>に基づく<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本産業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 <u>ボリウム及びファイアール構成</u>については、<u>日本産業規格</u>X六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第五十条 第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本産業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第四十八条 第四十六条第一項及び前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>工業標準化法</u>(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく<u>日本工業規格</u>(以下「<u>日本工業規格</u>」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第四十九条 第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本工業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 <u>ボリウム及びファイアール構成</u>については、<u>日本工業規格</u>X六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第五十条 第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本工業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(母体保護法施行規則の一部改正)

第十五条 母体保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第三十条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第三十一条 第二十九条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第三十二条 第二十九条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第三十条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第三十一条 第二十九条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第三十二条 第二十九条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

別記様式第十二号(二)及び別記様式第十三号(二)中「~~田中~~」を「~~田中~~」に改める。



(未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正)

第十六条 未帰還者留守家族等援護法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十二号)の一部を次の表のよう
に改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十二条 前条第一項及び第三項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十三条 第二十一条第一項及び第三項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十四条 第二十一条第一項及び第三項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十二条 前条第一項及び第三項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十三条 第二十一条第一項及び第三項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第二十四条 第二十一条第一項及び第三項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正)

第十七条 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)の1を次のように改める。



診 療 録

公費負担者番号				保険者番号			
公費負担医療の受給者番号				被保険者手帳 被保険者証	記号・番号		●
					有効期限		令和 年 月 日
受診者	氏名			被保険者氏名			
	生年月日	明大昭平令 年 月 日生	男・女	資格取得		昭和 平成 令和 年 月 日	
	住所	電話 局 番		事業所 (船舶所有者)	所在地		電話 局 番
					名称		
職業	被保険者との続柄		保険者	所在地		電話 局 番	
				名称			
傷病名		職務	開始	終了	転帰	期間満了予定日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
傷病名	労務不能に関する意見				入院期間		
	意見書に記入した労務不能期間						
		自 至	月 月 日 日 日間	年 月 日	自 至 月 月 日 日 日間		
		自 至	月 月 日 日 日間	年 月 日	自 至 月 月 日 日 日間		
		自 至	月 月 日 日 日間	年 月 日	自 至 月 月 日 日 日間		
業務災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨							
備考				公費負担者番号			
				公費負担医療の受給者番号			

様式第一号(二)の1を次のように改める。



歯 科 診 療 録

公費負担者番号						保険者番号				
公費負担医療の受給者番号						被保険者手帳 記号・番号	●			
受診者	氏名						有効期限	令和	年	月
	生年月日	明大昭平令	年	月	日生	被保険者氏名				
	住所	電話	局	番	資格取得	昭和 平成 令和	年	月	日	
	職業	被保険者との続柄				所在地	電話	局	番	
						名称				
						所在地	電話	局	番	
						名称				

部 位	傷 病 名	職 務	開 始	終 了	転 帰	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 上 右 左 下 </div> [主訴] その他摘要
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		

傷 病 名	労 務 不 能 に 関 す る 意 見			入 院 期 間
	意見書に記入した労務不能期間	意 見 書 交 付		
	自 月 日 日間	年 月 日		自 月 日 日間

業務災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨	
-------------------------	--

備 考	
-----	--

(引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正)

第十八条 引揚者給付金等支給法施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第九条 前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第十条 第八条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第十一条 第八条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第九条 前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第十条 第八条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第十一条 第八条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

様式第三号から様式第六号まで中「~~田~~」を削る。



(公衆衛生修学資金貸与法施行規則の一部改正)

第十九条 公衆衛生修学資金貸与法施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第十三条 前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格 X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第十四条 第十二条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二四号又は日本産業規格 X 六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第十五条 第十二条のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第十三条 前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格 X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第十四条 第十二条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二四号又は日本工業規格 X 六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格 X 〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第十五条 第十二条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正)

第二十条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第三十

七号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第三十一条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第三十二条 第三十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第三十三条 第三十条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第三十一条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第三十二条 第三十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第三十三条 第三十条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

様式第一及び様式第二中「田中田中田中田中」を削る。



(毎月勤労統計調査規則の一部改正)

第二十一条 毎月勤労統計調査規則(昭和三十二年労働省令第十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第十七条の四 前条の入力は、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに「日本産業規格X〇二〇一」に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。</p>	<p>第十七条の四 前条の入力は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに「日本工業規格X〇二〇一」に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてなければならない。</p>

(調理師法施行規則の一部改正)

第二十二條 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十八条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十九条 第二十七条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第三十条 第二十七条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十八条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十九条 第二十七条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第三十条 第二十七条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

様式第一中「田中工業規格」を削る。

様式第二中「日本工業規格」を削る。



(未帰還者に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第二十三条 未帰還者に関する特別措置法施行規則(昭和三十四年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>産業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本産業規格</u>(以下「日本産業規格」という。)<u>X六二二三号</u>に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>不正競争防止法</u>等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の<u>工業標準化法</u>に基づく<u>日本工業規格 X六二二四号</u>又は<u>日本産業規格 X六二二五号</u>に規定する方式</p> <p>二 <u>ポリリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本産業規格 X〇六〇五号</u>に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本産業規格 X六二二三号</u>に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>工業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本工業規格</u>(以下「日本工業規格」という。)<u>X六二二三号</u>に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本工業規格 X六二二四号</u>又は<u>日本工業規格 X六二二五号</u>に規定する方式</p> <p>二 <u>ポリリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本工業規格 X〇六〇五号</u>に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本工業規格 X六二二三号</u>に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(老齡福祉年金支給規則の一部改正)

第二十四条 老齡福祉年金支給規則(昭和三十四年厚生省令第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号(表面)及び様式第三号(表面)中「~~□~~」を削る。

様式第四号(表紙)、様式第五号(表面)及び様式第六号中「~~□~~」を削る。



(国民年金法施行規則の一部改正)

第二十五条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「~~□~~」を削る。

様式第三号(表面)及び様式第四号(表面)中「~~□~~」を削る。

様式第十六号中「~~□~~」を削る。

様式第十七号(裏面)中「日本工業規格」を削る。

様式第二十号、様式第二十二号及び様式第二十三号中「~~□~~」を削る。



(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十六条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年

厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(要指導医薬品の表示) 第二百九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の文字については、<u>産業標準化法</u>(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく<u>日本産業規格</u>(以下「<u>日本産業規格</u>」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いなければならない。ただし、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため当該文字を明瞭に記載することができない場合は、この限りではない。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造) 第二百八十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>日本産業規格</u>X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式) 第二百八十六条 第二百八十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>不正競争防止法等の一部を改正する法律</u>(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の<u>工業標準化法</u>に基づく<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本産業規格</u>X六二二五号に規定する方式 二 <u>ポリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本産業規格</u>X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面) 第二百八十七条 第二百八十四条第一項のフレキシブルディスクに</p>	<p>(要指導医薬品の表示) 第二百九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の文字については、<u>工業標準化法</u>(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく<u>日本工業規格</u>(以下「<u>日本工業規格</u>」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いなければならない。ただし、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため当該文字を明瞭に記載することができない場合は、この限りではない。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造) 第二百八十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>日本工業規格</u>X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式) 第二百八十六条 第二百八十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本工業規格</u>X六二二五号に規定する方式 二 <u>ポリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本工業規格</u>X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面) 第二百八十七条 第二百八十四条第一項のフレキシブルディスクに</p>

<p>7 5 13 </p> <p>(略)</p>	<p>は、日本産業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>1 6 附 則 (略)</p>
<p>8 5 14 </p> <p>(略)</p>	<p>は、日本工業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>1 7 7 1 6 附 則 (略)</p> <p>第十八条に掲げる日本工業規格及び別表第一第八十五号(1)から(9)までに掲げる日本工業規格が改正された場合において、当該改正の際に法第十二条第一項又は法第二十二条第一項の許可を受けて当該改正前の当該日本工業規格に適合する医療用具(第十八条に規定するものに限る。以下「旧規格適合医療用具」という。以下「について法第十四条第一項(法第二十三条において準用する場合を含む。) 又は法第十九条の二第一項の規定による承認(以下この項において「承認」という。) を受けることなく当該旧規格適合医療用具を製造し、又は輸入していた者は、当該改正後一年六月の間は、当該旧規格適合医療用具について承認を受けることなく製造し、又は輸入することができる。</p>

様式第一、様式第三から様式第九まで、様式第十一、様式第十二、様式第十四から様式第十八まで、様式第二十から様式第四十一まで、様式第五十三から様式第六十三の二まで、様式第六十三の四、様式第六十三の五、様式第六十三の七から様式第七十まで、様式第七十一の二から様式第七十四まで、様式第七十五から様式第七十六まで、様式第七十八、様式第八十三、様式第八十四、様式第八十六、様式第八十六の二、様式第八十六の四から様式第八十八まで、様式第九十、様式第九十一、様式第九十三から様式第九十四の二まで、様式第九十四の四から様式第九十六まで、様式第九十七の二から様式第一百一まで、様式第一百六、様式第一百七（一）から様式第一百八まで、様式第一百十二（一）から様式第一百二十まで及び様式第一百二十二から様式第一百二十七まで中「ロ外_ハ濫_シヲ_ス」を削る。



(薬局等構造設備規則の一部改正)

第二十七条 薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号)の一部を次の表のように改正する。

別表	改正後	
	標識	産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の産業工業規格による放射能標識の上部に「貯蔵室」の文字を、下部に「許可なくして立ち入りを禁ず」の文字を記入すること。
	大きさ	放射能標識は、半径一〇センチメートル以上とすること。
	標識を付ける箇所	貯蔵室の出入口又はその附近
別表	改正前	
	標識	工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の工業工業規格による放射能標識の上部に「貯蔵室」の文字を、下部に「許可なくして立ち入りを禁ず」の文字を記入すること。
	大きさ	放射能標識は、半径一〇センチメートル以上とすること。
	標識を付ける箇所	貯蔵室の出入口又はその附近

（傍線部分は改正部分）

(放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部改正)

第二十八条 放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表第二(第四条関係) 設備、場所等	放射線医薬品の製造所の作業所並びに薬局、事務所及び営業所内の放射性物質を取り扱う場所	標識 上部に「放射性物質作業所」の文字が記入されており、かつ、半径が十センチメートル以上の産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第二十条第一項の日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)による放射能標識(以下「放射能標識」という。) 下部に「汚染検査室」の文字が記入されている日本産業規格による安全衛生指導標識(緑地に、長さが十二センチメートル以上の白十字が書かれている場合に限る。) 汚染検査室の出入口又はその附近	標識を付ける箇所 作業所及び放射性物質を取り扱う場所の扉若しくは出入口又はこれらの附近
	液体状の放射性物質等の排水設備	(略)	排水浄化そうにあつては、上部に「排水設備」、下部に「許可なくして立ち入りを禁ず」の文字が記入されており、かつ、半径が十センチメートル以上の放射能標識、排液処理装置にあつては、上部に「排水設備」、下部に「許可なくしてふれることを禁ず」の文字が記入されてお

改正前

別表第二(第四条関係) 設備、場所等	放射線医薬品の製造所の作業所並びに薬局、事務所及び営業所内の放射性物質を取り扱う場所	標識 上部に「放射性物質作業所」の文字が記入されており、かつ、半径が十センチメートル以上の工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条第一項の日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)による放射能標識(以下「放射能標識」という。) 下部に「汚染検査室」の文字が記入されている日本工業規格による安全衛生指導標識(緑地に、長さが十二センチメートル以上の白十字が書かれている場合に限る。) 汚染検査室の出入口又はその附近	標識を付ける箇所 作業所及び放射性物質を取り扱う場所のとびら若しくは出入口又はこれらの附近
	液体状の放射性物質等の排水設備	(略)	排水浄化そうにあつては、上部に「排水設備」、下部に「許可なくして立ち入りを禁ず」の文字が記入されており、かつ、半径が十センチメートル以上の放射能標識、排液処理装置にあつては、上部に「排水設備」、下部に「許可なくしてふれることを禁ず」の文字が記入されてお

(傍線部分は改正部分)

(略)	
	<p>り、かつ、半径が五センチメートル以上の放射能標識、排水管にあつては、赤紫部分の幅が二センチメートル以上であり、かつ、黄部分の幅がその二分の一、青部分の幅がその二倍である日本産業規格による放射能表示（以下「放射能表示」という。</p> <p>放射能表示については地上に露出する排水管の部分の表面</p>
	<p>り、かつ、半径が五センチメートル以上の放射能標識、排水管にあつては、赤紫部分の幅が二センチメートル以上であり、かつ、黄部分の幅がその二分の一、青部分の幅がその二倍である日本工業規格による放射能表示（以下「放射能表示」という。</p> <p>放射能表示については地上に露出する排水管の部分の表面</p>

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第二十九条 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「~~ロキニ継規格A列4聯~~」を「A4」に改める。

様式第二中「~~ロキニ継規格A4列4聯~~」を「A4」に改める。

様式第四中「~~ロキニ継規格A列4聯~~」を「A4」に改める。

様式第五中「~~ロキニ継規格A4列4聯~~」を「A4」に改める。

様式第六の二、様式第六の四及び様式第六の五中「~~ロキニ継規格A列4聯~~」を「A4」に改める。

様式第七及び様式第九中「~~ロキニ継規格A4列4聯~~」を「A4」に改める。



(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正)

第三十条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則(昭和三十八年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第六条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>産業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本産業規格</u>(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第七条 第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、<u>不正競争防止法</u>等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の<u>工業標準化法</u>に基づく<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本産業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、<u>日本産業規格</u>X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第八条 第五条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本産業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第六条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>工業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本工業規格</u>(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第七条 第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本工業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、<u>日本工業規格</u>X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第八条 第五条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本工業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

様式第二号及び様式第三号中「~~ロ~~」を削る。



(老人福祉法施行規則等の一部改正)

第三十一条 次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を削る。

一 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号) 別記様式第一(裏面)、別記様式第二の二(裏面)及び別記様式第二の三(裏面)

二 製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号) 別記様式



(戦傷病者特別援護法施行規則の一部改正)

第三十二条 戦傷病者特別援護法施行規則(昭和三十八年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>産業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本産業規格</u>(以下「<u>日本産業規格</u>」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十一条 第十九条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>不正競争防止法</u>等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の<u>工業標準化法</u>に基づく<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本産業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 <u>ポリリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本産業規格</u>X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十二条 第十九条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本産業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>工業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本工業規格</u>(以下「<u>日本工業規格</u>」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十一条 第十九条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本工業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 <u>ポリリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本工業規格</u>X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第二十二条 第十九条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本工業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

様式第一号、様式第三号の一、様式第三号の二、様式第十号から様式第十三号まで、様式第十五号及び様式第十六号中「~~田~~」を削る。



(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部改正)

第三十三条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則(昭和四十年厚生省令第二十七号)の一部

を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>産業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本産業規格</u>(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、<u>不正競争防止法</u>等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の<u>工業標準化法</u>に基づく<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本産業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、<u>日本産業規格</u>X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本産業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>工業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本工業規格</u>(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本工業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、<u>日本工業規格</u>X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本工業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

様式第一号の二から様式第三号まで中「田外」を削る。



(母子保健法施行規則等の一部改正)

第三十四条 次に掲げる省令の規定中「ロキハヒヲシテ」を「ロキハヒヲシテ」に改める。

- 一 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)様式第一号(一)及び様式第一号(二)
- 二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)様式第二号(表面)及び様式第四号(表面)
- 三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)様式第二号(表紙)、様式第二号(一頁から六頁まで)及び様式第三号(表面)
- 四 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令(昭和四十七年労働省令第九号)別記様式(甲)(表面)及び別記様式(乙)(表面)
- 五 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)様式第四号の三及び様式第四号の四
- 六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十九号)様式第一号、

様式第三号（第一面）、様式第四号、様式第五号（表面）、様式第六号（表面）、様式第七号、様式第八号（表面）、様式第九号、様式第十号、様式第十一号（表面）、様式第十二号（表面）及び様式第十三号から様式第二十号まで

七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）様式第一号、様式第三号から様式第五号まで、様式第八号及び様式第十一号から様式第十四号まで

八 既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成十五年厚生労働省令第五十二号）様式（表紙）

九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第四百四十七号）別記様式

十 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）様式第一号（表面）

十一 厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第一号）様式第一号（表面）

働省令第百五十三号) 様式第一から様式第八まで

十二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(平成二十三年厚生労働省令第九十三号) 様式第五号から様式第八号まで

十三 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号) 第二号様式から第五号様式まで

十四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則(平成二十九年厚生労働省令第二百二十五号) 様式第一号(第一面)、様式第一号(第二面)、様式第二号(第一面)、様式第三号、様式第四号、様式第五号(第一面)及び様式第六号(表面)



(毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令の一部改正)

第三十五条 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令(昭和四十一年厚生省令第一号)の一部を

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前												
<p>第二条 令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。</p> <p>試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。この混和液について産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格K〇一〇二の十二に該当する方法により測定する。</p> <p>別表第二</p> <table border="1" data-bbox="683 212 880 1099"> <tr> <td data-bbox="821 212 880 539">1～14 (略)</td> <td data-bbox="821 546 880 1099"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 212 821 539">15 P—ジメチルアミン</td> <td data-bbox="783 546 821 1099">産業標準化法に基づく日本産業規格K 8 4 9 5号特級に適合するものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 212 783 539">ノベンジリデンロダニン</td> <td data-bbox="708 546 783 1099"></td> </tr> </table>	1～14 (略)		15 P—ジメチルアミン	産業標準化法に基づく日本産業規格K 8 4 9 5号特級に適合するものとする。	ノベンジリデンロダニン		<p>第二条 令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。</p> <p>試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。この混和液について工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格K〇一〇二の八に該当する方法により測定する。</p> <p>別表第二</p> <table border="1" data-bbox="683 1137 880 2018"> <tr> <td data-bbox="821 1137 880 1464">1～14 (略)</td> <td data-bbox="821 1471 880 2018"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1137 821 1464">15 P—ジメチルアミン</td> <td data-bbox="783 1471 821 2018">工業標準化法に基づく日本工業規格K 8 4 9 5号特級に適合するものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 1137 783 1464">ノベンジリデンロダニン</td> <td data-bbox="708 1471 783 2018"></td> </tr> </table>	1～14 (略)		15 P—ジメチルアミン	工業標準化法に基づく日本工業規格K 8 4 9 5号特級に適合するものとする。	ノベンジリデンロダニン	
1～14 (略)													
15 P—ジメチルアミン	産業標準化法に基づく日本産業規格K 8 4 9 5号特級に適合するものとする。												
ノベンジリデンロダニン													
1～14 (略)													
15 P—ジメチルアミン	工業標準化法に基づく日本工業規格K 8 4 9 5号特級に適合するものとする。												
ノベンジリデンロダニン													

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正)

第三十六条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則(昭和四十一年厚生省令第二十二号)の一

部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>産業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本産業規格</u>(以下「日本産業規格」という。)<u>X六二二三号</u>に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>不正競争防止法</u>等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の<u>工業標準化法</u>に基づく<u>日本工業規格 X六二二四号</u>又は<u>日本産業規格 X六二二五号</u>に規定する方式</p> <p>二 <u>ポリリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本産業規格 X〇六〇五号</u>に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本産業規格 X六二二三号</u>に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>工業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本工業規格</u>(以下「日本工業規格」という。)<u>X六二二三号</u>に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本工業規格 X六二二四号</u>又は<u>日本工業規格 X六二二五号</u>に規定する方式</p> <p>二 <u>ポリリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本工業規格 X〇六〇五号</u>に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本工業規格 X六二二三号</u>に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

様式第二号及び様式第三号中「~~ロ~~」を削る。



(医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令の一部改正)

第三十七条 医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令(昭和四十一年厚生省令第三十号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>錠一糸～錠三糸 (錠) 別表 通則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「<u>日本産業規格</u>」とは、<u>産業標準化法</u> (昭和24年法律第185号) に規定する<u>日本産業規格</u>をいう。</p> <p>3～45 (略)</p> <p>第一部～第三部 (略)</p> <p>第四部</p> <p>一般試験法 (略)</p> <p>試薬・試液、標準液及び容量分析用標準液</p> <p>試薬・試液、標準液及び容量分析用標準液は次に掲げるものを用いる。<u>日本産業規格</u>に該当するものにあつてはその規格番号、規格名称、用途等を、日本薬局方収載品にあつては日局医薬品各条と示した後、その日本薬局方名を記載する。また必要に応じて調製法、参考情報等を記載する。</p> <p>1～160 (略)</p> <p>薄層クロマトグラフ用標準品 (略)</p> <p>計量器・用器</p> <p>1 温度計 浸線付き温度計 (棒状) 又は<u>日本産業規格</u>の全没式水銀温度計 (棒状) の器差試験を行ったものを用いること。なお、融点測定法には浸線付き温度計 (棒状) を用いること。</p> <p>浸線付き温度計 (棒状) は次に示すものとする。(表略)</p> <p>2 化学用体積計</p> <p>メスフラスコ、ピペット、ビュレット及びメスシリンダーは<u>日本産業規格</u>に適合したものをを用いる。</p>	<p>錠一糸～錠三糸 (錠) 別表 通則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「<u>日本工業規格</u>」とは、<u>工業標準化法</u> (昭和24年法律第185号) に規定する<u>日本工業規格</u>をいう。</p> <p>3～45 (略)</p> <p>第一部～第三部 (略)</p> <p>第四部</p> <p>一般試験法 (略)</p> <p>試薬・試液、標準液及び容量分析用標準液</p> <p>試薬・試液、標準液及び容量分析用標準液は次に掲げるものを用いる。<u>日本工業規格</u>に該当するものにあつてはその規格番号、規格名称、用途等を、日本薬局方収載品にあつては日局医薬品各条と示した後、その日本薬局方名を記載する。また必要に応じて調製法、参考情報等を記載する。</p> <p>1～160 (略)</p> <p>薄層クロマトグラフ用標準品 (略)</p> <p>計量器・用器</p> <p>1 温度計 浸線付き温度計 (棒状) 又は<u>日本工業規格</u>の全没式水銀温度計 (棒状) の器差試験を行ったものを用いること。なお、融点測定法には浸線付き温度計 (棒状) を用いること。</p> <p>浸線付き温度計 (棒状) は次に示すものとする。(表略)</p> <p>2 化学用体積計</p> <p>メスフラスコ、ピペット、ビュレット及びメスシリンダーは<u>日本工業規格</u>に適合したものをを用いる。</p>

<p>3・4 (略)</p> <p>5 ガラスろ過器 <u>日本産業規格R3503</u>に該当するものを用いる。</p> <p>6 ふるい 次表に示す<u>日本産業規格Z8801—1</u>に該当するものを用いる。それぞれの名称は、ふるい番号又は呼び寸法(μm)とする。(表略)</p> <p>7 ろ紙 次に示すものを用いる。なお、ろ紙と記載し、特にその種類を示さないものは、定性分析用ろ紙を示す。ガス等によって汚染されないように保存する。</p> <p>イ 定性分析用ろ紙 <u>日本産業規格</u>のろ紙(化学分析用)の定性分析用の規格に適合するものを用いる。</p> <p>ロ 定量分析用ろ紙 <u>日本産業規格</u>のろ紙(化学分析用)の定量分析用の規格に適合するものを用いる。</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 ガラスろ過器 <u>日本工業規格R3503</u>に該当するものを用いる。</p> <p>6 ふるい 次表に示す<u>日本工業規格Z8801—1</u>に該当するものを用いる。それぞれの名称は、ふるい番号又は呼び寸法(μm)とする。(表略)</p> <p>7 ろ紙 次に示すものを用いる。なお、ろ紙と記載し、特にその種類を示さないものは、定性分析用ろ紙を示す。ガス等によって汚染されないように保存する。</p> <p>イ 定性分析用ろ紙 <u>日本工業規格</u>のろ紙(化学分析用)の定性分析用の規格に適合するものを用いる。</p> <p>ロ 定量分析用ろ紙 <u>日本工業規格</u>のろ紙(化学分析用)の定量分析用の規格に適合するものを用いる。</p>
---	---

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正)

第三十八条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則(昭和四十二年厚生省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第六条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>産業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本産業規格</u>(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第七条 第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、<u>不正競争防止法</u>等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の<u>工業標準化法</u>に基づく<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本産業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、<u>日本産業規格</u>X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第八条 第五条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本産業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第六条 前条第一項のフレキシブルディスクは、<u>工業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本工業規格</u>(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第七条 第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本工業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、<u>日本工業規格</u>X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第八条 第五条第一項のフレキシブルディスクには、<u>日本工業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

様式第三号及び様式第四号中「~~ロ~~」を削る。



(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第四十条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部

を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第三十九条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第四十条 第三十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第四十一条 第三十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第三十九条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第四十条 第三十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第四十一条 第三十八条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

様式第一号及び様式第三号から様式第六号まで中「田中」を削る。



(家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令の一部改正)

第四十一条 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令(昭和四十七年

厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一</p> <p>○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法</p> <p>検体十・〇ミリリットルを量り、蒸留水を加えて百・〇ミリリットルとする。この液十・〇ミリリットルを量り、蒸留水二十ミリリットルを加え、ブロムチモールブルー溶液(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格K八〇〇一の表JA・六に定める方法により調整したもの)二滴を指示薬として○・一規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。このとき、滴定に要した○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量に○・一規定水酸化ナトリウム溶液の規定係数を乗じた数値(ミリリットル)を、○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の数値(ミリリットル)とする。</p>	<p>別表第一</p> <p>○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法</p> <p>検体十・〇ミリリットルを量り、蒸留水を加えて百・〇ミリリットルとする。この液十・〇ミリリットルを量り、蒸留水二十ミリリットルを加え、ブロムチモールブルー溶液(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格K八〇〇六の三に定める方法により調整したもの)二滴を指示薬として○・一規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。このとき、滴定に要した○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量に○・一規定水酸化ナトリウム溶液の規定係数を乗じた数値(ミリリットル)を、○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の数値(ミリリットル)とする。</p>

(労働安全衛生規則の一部改正)

第四十二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(主要な部分の鋼材)</p> <p>第二百三十八条 事業者は、型わく支保工に使用する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材については、日本産業規格G三一〇一(一般構造用圧延鋼材)、日本産業規格G三一〇六(溶接構造用圧延鋼材)、日本産業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくは日本工業規格G三三五〇(建築構造用冷間成形軽量形鋼)に定める規格に適合するもの又は日本産業規格Z二二四一(金属材料引張試験方法)に定める方法による試験において、引張強さの値が三百三十二ニュートン毎平方ミリメートル以上で、かつ、伸びが次の表の上欄に掲げる鋼材の種類及び同表の中欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものでなければ、使用してはならない。</p> <p>(表略)</p> <p>(鋼管足場に使用する鋼管等)</p> <p>第五百六十条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材に係るもの以外のものについては、日本産業規格A八九五一(鋼管足場)に定める単管足場用鋼管の規格(以下「単管足場用鋼管規格」という。)又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(材料等)</p> <p>第五百七十五条の二 (略)</p>	<p>(主要な部分の鋼材)</p> <p>第二百三十八条 事業者は、型わく支保工に使用する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材については、日本工業規格G三一〇一(一般構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三一〇六(溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくは日本工業規格G三三五〇(建築構造用冷間成形軽量形鋼)に定める規格に適合するもの又は日本工業規格Z二二四一(金属材料引張試験方法)に定める方法による試験において、引張強さの値が三百三十二ニュートン毎平方ミリメートル以上で、かつ、伸びが次の表の上欄に掲げる鋼材の種類及び同表の中欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものでなければ、使用してはならない。</p> <p>(表略)</p> <p>(鋼管足場に使用する鋼管等)</p> <p>第五百六十条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材に係るもの以外のものについては、日本工業規格A八九五一(鋼管足場)に定める単管足場用鋼管の規格(以下「単管足場用鋼管規格」という。)又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(材料等)</p> <p>第五百七十五条の二 (略)</p>

3 事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、日本産業規格G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）、日本産業規格G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三一九一（熱間圧延棒鋼）、日本工業規格G三一九二（熱間圧延形鋼）、日本産業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）若しくは日本産業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに応じた伸びを有するものでなければ、使用してはならない。

3 事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、日本工業規格G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三一九一（熱間圧延棒鋼）、日本工業規格G三一九二（熱間圧延形鋼）、日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）若しくは日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに応じた伸びを有するものでなければ、使用してはならない。

(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部改正)

第四十三条 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則(昭和四十九年厚生省令第三十四号

)の一部を次のように改正する。

様式第一の備考中「~~ロオハニシジン~~」を「~~ロオニシジン~~」に改める。

別表第一(アゾ化合物(化学的変化により容易に4-アミノジフェニル、オルト-アニジン、オルト
トルイジン、4-クロロ-2-メチルアニリン、2,4-ジアミノアニソール、4,4'-ジアミノジフ
エニルエーテル、4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド、4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェ
ニルメタン、2,4-ジアミノトルエン、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、3,
3'-ジクロロベンジン、2,4-ジメチルアニリン、2,6-ジメチルアニリン、3,3'-ジメチルベ
ンジン(別名オルトトリジン)、3,3'-ジメトキシベンジン、2,4,5-トリメチルアニリン
、2-ナフチルアミン(別名ベータ-ナフチルアミン)、パラ-クロロアニリン、ベンジン、2-メチ
ル-4-(2-トリルアゾ)アニリン、2-メチル-5-ニトロアニリン、4,4'-メチレンジアニリン
又は2-メトキシ-5-メチルアニリンを生成するものに限る。)の項アゾ化合物を含有する染料が使用

されている繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品の部分基準の欄5の(1)、4、6―ジクロール―7―(2、4、5―トリクロルフエノキシ)―2―トリフルオルメチルベンズイミダゾールの項基準の欄1の(1)及び(2)、水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムの項基準の欄3の(2)、トリス(1―アジリジニル)ホスフィンオキシドの項基準の欄1の(1)、トリス(2、3―ジブロムプロピル)ホスフェイトの項基準の欄1の(1)、ビス(2、3―ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物の項基準の欄1の(1)、3の(1)、4の(4)及び(18)、ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)の項基準の欄1の(1)、ホルムアルデヒドの項繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であつて、出生後24月以内の乳幼児用のものの部分基準の欄1及び同項繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつした(出生後24月以内の乳幼児用のものを除く。)、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤の部分基準の欄1の(1)並びに有機水銀化合物の項基準の欄2の(2)を除く。)中「ロキソニン」を「ロキソニン」に改める。

別表第一アゾ化合物（化学的变化により容易に4―アミノジフェニル、オルト―アニシジン、オルト―トルイジン、4―クロロ―2―メチルアニリン、2，4―ジアミノアニソール、4，4―ジアミノジフェニルエーテル、4，4′―ジアミノジフェニルスルフィド、4，4′―ジアミノ―3，3′ジメチルジフェニルメタン、2，4―ジアミノトルエン、3，3′ジクロロ―4，4′―ジアミノジフェニルメタン、3，3′ジクロロベンジジン、2，4―ジメチルアニリン、2，6―ジメチルアニリン、3，3′ジメチルベンジジン（別名オルトトリジン）、3，3′ジメトキシベンジジン、2，4，5―トリメチルアニリン、2―ナフチルアミン（別名ベーターナフチルアミン）、パラ―クロロアニリン、ベンジジン、2―メチル―4―（2―トリルアゾ）アニリン、2―メチル―5―ニトロアニリン、4，4′メチレンジアニリン又は2―メトキシ―5―メチルアニリンを生成するものに限る。）の項アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品の部分基準の欄5の(1)中「日本工業規格」を「産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）」に改める。

別表第一 4，6—ジクロロ—7—(2，4，5—トリクロルフエノキシ)—2—トリフルオルメチルベンズイミダゾールの項基準の欄 1 の(1)及び(2)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「細孔記号 G 2」を「細孔記号 2」に改める。

別表第一 水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムの項基準の欄 3 の(2)中「工業標準化法 (昭和24年法律第185号) に基づく日本工業規格 (以下「日本工業規格」という。)」を「日本産業規格」に改める。

別表第一 トリス (1—アジリジニル) ホスフィンオキシドの項基準の欄 1 の(1)及び別表第一 トリス (2，3—ジブロムプロピル) ホスフェイトの項基準の欄 1 の(1)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「細孔記号 G 2」を「細孔記号 2」に改める。

別表第一 ビス (2，3—ジブロムプロピル) ホスフェイト化合物の項基準の欄 1 の(1)及び 3 の(1)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「細孔記号 G 2」を「細孔記号 2」に改め、同欄 4 の(4)中「M」を「mol/1」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同欄 4 の(18)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「細孔記号 G 2」を「細孔記号 2」に改める。

別表第一 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン (別名デイルドリン) の

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第四十四条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則(昭和六

十二年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。



外国医師（歯科医師・看護師等） 資格 Foreign license of medical practitioner (dental practitioner・nurse)	資格を取得した外国の国名 Country where the license is obtained		
	資格を取得した年月日 Date when the license is obtained	年 月 日 Year Month Day	
	資格の名称 Name of the license	原語表記 in the original letters	
		英語表記 in English	
日本語表記（カタカナ） in Japanese Katakana			
日本国及び外国において 欠格事由に該当しない旨の申述 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	成年被後見人又は被保佐人であることの有無 An adult ward or a person under curatorship	<input type="checkbox"/> なし/No <input type="checkbox"/> あり/Yes	
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment	<input type="checkbox"/> なし/No <input type="checkbox"/> あり/Yes 具体的内容/Details ()	
	医業停止等の行政処分を受けたことの有無 license suspension	<input type="checkbox"/> なし/No <input type="checkbox"/> あり/Yes 具体的内容/Details ()	
	医事に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs	<input type="checkbox"/> なし/No <input type="checkbox"/> あり/Yes 具体的内容/Details ()	

以上の記載内容は事実と相違ありません。

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年 月 日
 Year Month Day

- (注 意) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。
 (Remarks) Use the paper of Japanese Industrial Standards A4.
2. ※印の欄には、記入しないこと。
 Column with ※sign is for official use only.
3. 黒ボールペンを用い、かい書又はブロック体ではっきり記入すること。
 Write clearly in block letters with ball-point pen.
4. 収入印紙には、消印をしないこと。
 Don't seal the revenue stamp.
5. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。
 Fill in Japanese or English except in indicated cases.

写 真 photo 40mm×30mm

収 入 印 紙 欄 revenue stamp

※許可番号	
※許可年月日	

臨 床 修 練 / 臨 床 教 授 等 許 可 更 新 申 請 書
 APPLICATION FOR RENEWAL OF EFFECTIVE TERM OF PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING
 / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

厚生労働大臣 殿
 To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の規定に基づき、関係書類を添えて臨床修練又は臨床教授等の許可の有効期間の更新を申請します。

Under the provisions of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for renewal of the effective term of the permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

許可番号 Permission No.		許可年月日 Date of permission	年	月	日
目的/Purpose		<input type="checkbox"/> 臨床修練/Advanced clinical training <input type="checkbox"/> 臨床教授/Clinical teaching <input type="checkbox"/> 臨床研究/Clinical research			
国籍 Nationality		生年月日 Date of birth	年	月	日
氏名 Name	原語表記 in the original letters				
	英語表記 in English				
	日本語表記 (カタカナ) in Japanese Katakana				
日本における居住地 Address in Japan					
電話番号/Telephone No.					
更新の理由 Reason for renewal					
臨床修練又は臨床教授等終了後の予定 Plans after the advanced clinical training or clinical teaching and research		<input type="checkbox"/> 帰国/Return to your country 勤務予定先/Intended place of work _____ <input type="checkbox"/> その他/others ()			

<p>日本国及び外国において 欠格事由に該当しない旨の申述</p> <p>Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas</p>	<p>成年被後見人又は被保佐人であることの有無 An adult ward or a person under curatorship</p>	<p><input type="checkbox"/>なし/No <input type="checkbox"/>あり/Yes</p>
	<p>罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment</p>	<p><input type="checkbox"/>なし/No <input type="checkbox"/>あり/Yes 具体的内容/Details ()</p>
	<p>医業停止等の行政処分を受けたことの有無 license suspension</p>	<p><input type="checkbox"/>なし/No <input type="checkbox"/>あり/Yes 具体的内容/Details ()</p>
	<p>医事に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs</p>	<p><input type="checkbox"/>なし/No <input type="checkbox"/>あり/Yes 具体的内容/Details ()</p>

以上の記載内容は事実と相違ありません。

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年 月 日
Year Month Day

- (注 意) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。
(Remarks) Use the paper of Japanese Industrial Standards A4.
2. ※印の欄には、記入しないこと。
Column with ※sign is for official use only.
3. 黒ボールペンを用い、かい書又はブロック体ではっきり記入すること。
Write clearly in block letters with ball-point pen.
4. 収入印紙には、消印をしないこと。
Don't seal the revenue stamp.
5. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。
Fill in Japanese or English except in indicated cases.

(港湾労働法施行規則の一部改正)

第四十五条 港湾労働法施行規則(昭和六十三年労働省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「~~ロヤハニニニニ~~」を「~~ロヤハニニニニ~~」に改める。

様式第三号を次のように改める。



様式第3号(第6条関係)

港湾労働者証再交付等申請書

		※事業所番号		
港湾労働者	氏名		男・女	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生
	住所			
事業所	名称			
	所在地			
港湾労働者証	番号			
	交付年月日	年 月 日		
再交付等を申請する理由				

上記により港湾労働者証の再交付を申請します。
 写真のほり換え

年 月 日

住所

事業主

氏名

印

〔事業主が法人である場合はその主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。〕

公共職業安定所長 殿

再交付年月日	番号	備考
※	※	※

※印欄は記入しないこと。

(日本産業規格B列6)

様式第四号、様式第五号（表面）、様式第六号、様式第七号、様式第八号（第一面）、様式第九号から様式第十二号まで、様式第十三号（第一面）、様式第十三号（第二面）及び様式第十四号中「日本国」を「日本国」に改める。



(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第四十六条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則(平成五年厚生省令第四十三号)の

一部を次のように改正する。

別記様式第一の備考及び別記様式第二の備考中「~~ロキハ~~」を削る。

別記様式第三(裏面)の備考中「日本工業規格」を削る。



(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)

第四十七条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十六条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十七条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十六条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第二十七条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(臓器の移植に関する法律施行規則の一部改正)

第四十八条 臓器の移植に関する法律施行規則(平成九年厚生省令第七十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第十二条の三 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第十二条の四 第十二条の二のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第十二条の五 第十二条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第十二条の三 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第十二条の四 第十二条の二のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第十二条の五 第十二条の二のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)

第四十九条 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第六号)の

一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十一条 前条のフレキシブルディスクは、<u>産業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本産業規格</u>(以下「<u>日本産業規格</u>」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十二条 第二十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>不正競争防止法</u>等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の<u>工業標準化法</u>に基づく<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本産業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 <u>ポリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本産業規格</u>X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十三条 第二十条のフレキシブルディスクには、<u>日本産業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十一条 前条のフレキシブルディスクは、<u>工業標準化法</u>(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく<u>日本工業規格</u>(以下「<u>日本工業規格</u>」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十二条 第二十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本工業規格</u>X六二二四号又は<u>日本工業規格</u>X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 <u>ポリウム及びファイル構成</u>については、<u>日本工業規格</u>X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第二十三条 第二十条のフレキシブルディスクには、<u>日本工業規格</u>X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)

第五十条 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十一条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十二条 第二十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十三条 第二十条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十一条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十二条 第二十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第二十三条 第二十条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第五十一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十

九号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第三十四条 前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第三十五条 第三十三条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第三十六条 第三十三条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第三十四条 前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第三十五条 第三十三条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第三十六条 第三十三条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

別記様式第一（表面）、別記様式第二（表面）及び別記様式第三から様式第十九まで中「~~田~~」を削る。



(ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部改正)

第五十二条 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(平成十三年厚生労

働省令第三百三十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第六条 前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第七条 第五条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第八条 第五条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第六条 前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第七条 第五条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第八条 第五条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

(独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正)

第五十三条 独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平

成十六年厚生労働省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。



第	号
独立行政法人労働者健康安全機構法附則第5条第2項の規定による身分証明書	
写 真	官 職
	氏 名
	年 月 日
厚生労働大臣	
印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B8 とする。

独立行政法人労働者健康安全機構法（抜粋）

附 則

（機構の業務の委託等）

第4条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第3項及び第4項に規定する業務の一部を金融機関に委託することができる。

2 略

3 略

（報告及び検査）

第5条 厚生労働大臣は、附則第3条第3項及び第4項に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第9条 附則第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部改正)

第五十四条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令(平成十六年厚生労働省令第六十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表(第一条及び第二条関係)			
医療機器等総括製造販売責任者講習等の区分	科目	時間	時間
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>一の二 規則 第一百十四条の五十三第三項第三号に規定する講習</p>	<p>一 医療機器の製造業に関する医薬品医療機器等法の規定 二 医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令のうち医療機器に関する規定 四 医療機器の不具合報告制度 五 医療現場における製造業者の役割</p>	八時間	八時間
<p>二 規則 第一百六十二条第一号に規定する講習</p>	<p>一 医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定 二 医療法、<u>産業標準化法</u>、製造物責任法その他関連法令 三 流通における医療機器の品質確保 四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 五 販売倫理と自主規制</p>	六時間	六時間

二の五 規則	<p>二の四 規則 第七十五 条第一項各 号列記以外 の部分に規 定する講習 (特定管理 医療機器関 連)</p>	<p>二の三 規則 第六十二 条第三項第 一号に規定 する講習(プ ログラム高 度管理医療 機器関連)</p>	<p>二の二 規則 第六十二 条第二項第 一号に規定 する講習(指 定視力補正 用レンズ等 関連)</p>	一 医療機器の販売業及び貸与	<p>五 販売倫理と自主規制</p> <p>四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割</p> <p>三 流通における特定管理医療機器の品質確保</p> <p>二 医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令</p> <p>一 医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定</p>	<p>五 販売倫理と自主規制</p> <p>四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割</p> <p>三 流通におけるプログラム高度管理医療機器の品質確保</p> <p>二 医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令</p> <p>一 医療機器販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定</p>	<p>五 販売倫理と自主規制</p> <p>四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割</p> <p>三 流通における指定視力補正用レンズ等の品質確保</p> <p>二 医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令</p> <p>一 医療機器販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定</p>	六時間	六時間	六時間	六時間
--------	---	---	---	----------------	---	---	---	-----	-----	-----	-----

二の五 規則	<p>二の四 規則 第七十五 条第一項各 号列記以外 の部分に規 定する講習 (特定管理 医療機器関 連)</p>	<p>二の三 規則 第六十二 条第三項第 一号に規定 する講習(プ ログラム高 度管理医療 機器関連)</p>	<p>二の二 規則 第六十二 条第二項第 一号に規定 する講習(指 定視力補正 用レンズ等 関連)</p>	一 医療機器の販売業及び貸与	<p>五 販売倫理と自主規制</p> <p>四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割</p> <p>三 流通における特定管理医療機器の品質確保</p> <p>二 医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令</p> <p>一 医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定</p>	<p>五 販売倫理と自主規制</p> <p>四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割</p> <p>三 流通におけるプログラム高度管理医療機器の品質確保</p> <p>二 医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令</p> <p>一 医療機器販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定</p>	<p>五 販売倫理と自主規制</p> <p>四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割</p> <p>三 流通における指定視力補正用レンズ等の品質確保</p> <p>二 医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令</p> <p>一 医療機器販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定</p>	六時間	六時間	六時間	六時間
--------	---	---	---	----------------	---	---	---	-----	-----	-----	-----

<p>三 規則第八十八條第一項</p>	<p>二の七 規則第七十五條第一項第三号に規定する講習（プログラム） 特定管理医療機器関連</p>	<p>二の六 規則第七十五條第一項第二号に規定する講習（家庭用電気治療器関連）</p>	<p>第七十五條第一項第一号に規定する講習（補聴器関連）</p>
<p>一 医薬品医療機器等法の規定</p>	<p>五 販売倫理と自主規制 四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 三 流通におけるプログラム特定管理医療機器の品質確保 二 医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令 一 医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定</p>	<p>五 販売倫理と自主規制 四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 三 流通における家庭用電気治療器の品質確保 二 医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令 一 医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定</p>	<p>五 販売倫理と自主規制 四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 三 流通における補聴器の品質確保 二 医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令 一 業に関する医薬品医療機器等法の規定</p>
<p>十時間</p>	<p>六時間</p>	<p>六時間</p>	<p>六時間</p>

<p>三 規則第八十八條第一項</p>	<p>二の七 規則第七十五條第一項第三号に規定する講習（プログラム） 特定管理医療機器関連</p>	<p>二の六 規則第七十五條第一項第二号に規定する講習（家庭用電気治療器関連）</p>	<p>第七十五條第一項第一号に規定する講習（補聴器関連）</p>
<p>一 医薬品医療機器等法の規定</p>	<p>五 販売倫理と自主規制 四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 三 流通におけるプログラム特定管理医療機器の品質確保 二 医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令 一 医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定</p>	<p>五 販売倫理と自主規制 四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 三 流通における家庭用電気治療器の品質確保 二 医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令 一 医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定</p>	<p>五 販売倫理と自主規制 四 医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 三 流通における補聴器の品質確保 二 医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令 一 業に関する医薬品医療機器等法の規定</p>
<p>十時間</p>	<p>六時間</p>	<p>六時間</p>	<p>六時間</p>

(略)	一 号イ及び 二 号イに 規定する基 礎講習	二 医療法、産業標準化法、製 造物責任法その他関連法令 三 安全通則等の基礎知識 四 故障点検及び診断の方法並 びに修理 五 業務管理の概要 六 医療現場における修理業者 の役割

(略)	一 号イ及び 二 号イに 規定する基 礎講習	二 医療法、工業標準化法、製 造物責任法その他関連法令 三 安全通則等の基礎知識 四 故障点検及び診断の方法並 びに修理 五 業務管理の概要 六 医療現場における修理業者 の役割

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第五十五条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成十七年厚生労働省令第

四十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(表面)及び様式第二号(表面)中「」を削る。

様式第三号(裏面)中「日本工業規格」を削る。

様式第六号、様式第八号及び様式第九号中「」を削る。



(臨床研究法施行規則の一部改正)

第五十六条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(適用除外) 第二条 法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の厚生労働大臣が定める基準への適合性に関する情報の収集のために行う試験(産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格に規定するものに限る。)</p>	<p>(適用除外) 第二条 法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の厚生労働大臣が定める基準への適合性に関する情報の収集のために行う試験(工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格に規定するものに限る。)</p>

様式第一から様式第四まで、様式第五（第三面）、様式第七から様式第十一まで、様式第十二（第三面）及び様式第十三中「 」を削る。



附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正)

第三条 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成三十年厚生労働省令第五百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則様式第十一号の改正規定を次のように改める。

様式第十一号を次のように改める。



許可番号	
事業所枝番号	
許可年月日	年 月 日

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者 印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)			
1 氏名又は名称			
2 住 所		〒 () () -	
(ふりがな)	3 代表者の氏名 (法人の場合)	役 名	
4 事業所の名称			
5 事業所の住所		〒 () () -	
6 大企業、中小企業の別		1 大企業 2 中小企業	
7 産業分類	名称	分類 番号	
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日		～	
9 民営職業紹介事業との兼業		1 有 2 無 許可・届出番号	
10 親会社の名称		備考	
①労働者派遣事業の許可番号		②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
11 請負事業の実施		1 有 2 無 うち構内請負の実施	
12 労働者派遣事業の売上高		13 請負事業の売上高	
14 備考			

※労働局記入欄

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者		—	—	—	—
②派遣労働者総計					
③無期雇用派遣労働者					
④有期雇用派遣労働者					
⑤日雇派遣労働者					
⑥登録者 ※		—	—	—	—

(2) 海外派遣労働者数 (実人数)

--

(3) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

--

※登録制度のある事業主のみ

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった

(4) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

イ ロ ハ ニ ホ	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・ 4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
	教育の内容				

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地

②その他の教育訓練 (①及び (9) に係るものを除く)

イ ロ ハ	訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし)・ 2 無償 (実費負担あり)・ 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし)・ 2 有給 (無給部分あり)・ 3 無給	1人当たりの平均実施時間

(5) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に移った労働者数 (人)

(6) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼) を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供) を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用) を講じた人数	第4号の措置 (その他の措置) を講じた人数			備考
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数			教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣 (※2)	左記以外のその他の措置	
計										
3年見込み										
2年半から3年未満見込み										
2年から2年半未満見込み										
1年半から2年未満見込み										
1年から1年半未満見込み										
1年未満見込み (※1)										

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (5) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

様式第11号 (第5面)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 4-1～4-18の合計額/記載業務の合計数			
4-1 情報処理システム開発			
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			

(8) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	
書類の備付け	
その他 ()	

様式第11号 (第6面)

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計						
キャリアコンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者				—		
営業職				—		
その他				—		

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ)										備考		
(ロ)										備考		
ロ 職能別訓練												
(イ)										備考		
(ロ)										備考		
ハ 職種転換訓練												
(イ)										備考		
(ロ)										備考		
ニ 階層別訓練												
(イ)										備考		
(ロ)										備考		
ホ その他の教育訓練												
(イ)										備考		
(ロ)										備考		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)										1～3年目のaの合計 (c)		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)										1～3年目のbの合計 (d)		
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)										1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)		
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)												

様式第11号 (第7面)

II 6月1日現在の状況報告

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者					
11 その他の技術者					
12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師					
13 保健師，助産師，看護師					
14 医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家，記者，編集者					
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者					
23 音楽家，舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者					
26 会計事務従事者					
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					

様式第11号 (第8面)

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者					
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
99 分類不能の職業					

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)			
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

様式第11号 (第9面)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ ivの合計)

日雇派遣労働者	
協定対象派遣労働者	

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	
4-1 情報処理システム開発		
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OAインストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

--

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険			—	
厚生年金保険			—	

様式第11号 (第10面)

記載要領

第1面

- 1 「許可番号」及び「許可年月日」欄には、許可番号等を記入すること。
なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「平成27年改正法」という。）附則第6条第1項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業（以下「旧特定労働者派遣事業」という。）に係る事業所においては、本欄には何も記載せず、14欄に届出年月日及び届出受理番号を記載すること。
- 2 第1面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 6欄及び7欄については、許可申請時（更新を受けた事業主にあつては直近の更新時、平成27年9月30日前に一般労働者派遣事業の許可又は許可の更新を受けた事業所及び旧特定労働者派遣事業に係る事業所においては、報告対象期間（第1面の8欄をいう。以下同じ。）末日）における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、7欄については、日本標準産業分類に変更があつた場合は、最新の分類に基づいて記載すること。6欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者を指すこと。
- 4 8欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあつては、当該事業の終了の日）を記載すること。なお、旧特定労働者派遣事業に係る事業所のうち、事業年度の途中で労働者派遣事業の許可を受けた事業所については、当該旧特定労働者派遣事業の事業年度の開始の日から当該旧特定労働者派遣事業の廃止日まで及び労働者派遣事業の許可日から当該労働者派遣事業の事業年度の終了の日までを報告対象期間とする事業報告をそれぞれ作成し、提出すること。
- 5 10欄の「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の3第2項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、14欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。
- 6 11欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、1を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であつて、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の1を○で囲むこと。
- 7 12欄及び13欄については、決算後の金額を記載すること。

I 年度報告

第2面

- 1 (1) 欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 (1) 欄の③の「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の2第1項に規定する無期雇用派遣労働者を、「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者をいうこと（以下同じ。）。
- 3 (1) 欄の⑤の「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の4第1項に規定する日雇派遣労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること（以下同じ。）。
- 4 (1) 欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であつて、既に雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。
- 5 (1) 欄の「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が1年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が1年未満の派遣労働者をいうこと。また、「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」とは、雇用契約期間が通算して1年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して1年以上である派遣労働者をいうこと。

様式第11号 (第11面)

- 6 (2) 欄については、報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 7 (3) 欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「0」を記載すること。
- 8 (3) 欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。(3) 欄の①欄が「0」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。
- 9 (3) 欄の③欄については、報告対象期間（第1面の8欄）内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位5位までの事業主名を記載すること。(3) 欄の①欄が「0」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、(3) 欄の③欄には記載の必要がないこと。
- 10 (4) 欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。
- 11 (4) 欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。
- 12 (4) 欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には5コースまでを、②欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 13 (4) 欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 14 (4) 欄の①欄について、「教育の内容」については、「4S（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「KY（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 15 (4) 欄の①欄及び②欄について、「1人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。
- 16 (4) 欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 17 (4) 欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 18 (4) 欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 19 (5) 欄について、イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者数の実人数をロに記載すること。ハには、報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数をニに記載すること。
- 20 (6) 欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者（雇用安定措置を講じなかった者を含む。）及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること。「3年見込み」、「2年半から3年未満見込み」、「2年から2年半未満見込み」、「1年半から2年未満見込み」及び「1年から1年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とする。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。
- 21 (6) 欄の期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいうこと。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合には、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。
- 22 (6) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 23 (6) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 24 (6) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用に結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「左記のうち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。
- 25 (6) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」の「左記以外のその他の措置」については、民間職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

第3面から第5面まで

- 26 （7）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。
- 27 （7）欄の①欄及び①の（続）欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」（獣医師を除く。）等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。
- 28 （7）欄の②欄及び③欄には、報告対象期間（第1面の8欄）内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第4条第1項第1号から第18号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。
- 29 （7）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金（消費税を含む。）を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに、8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 30 （7）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「賃金」（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）については、1人1日当たりの賃金を記載し、報告対象期間（第1面の8欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。なお、①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。また、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、施行令第4条第1号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 31 （8）欄の「マージン率等の情報提供の状況」については、該当する各欄に○印をすること（複数選択可）。

様式第11号（第13面）

第6面

- 32 (9) キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。
- 33 (9) 欄の①欄の「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。
- 34 (9) 欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。
- 35 (9) 欄の①欄の「キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者」欄について、「職務経験あり」とは、過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で3年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見あり」とは、過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。
- 36 (9) 欄の②欄の「実施した者の人数」については、①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。
- 37 (9) 欄の③欄については、1年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者、1年以上の雇用見込みのある短時間勤務の者又は1年未満の雇用見込みである者ごとに別葉にして記載すること。なお、「1 フルタイム（1年以上雇用見込み）」、「2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）」、「3 1年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に○印を付けること。
- 38 (9) 欄の③欄イ～ホについては、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。
- 39 (9) 欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「○○語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。
- 40 (9) 欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大2つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。
- 41 (9) 欄の③欄の「(上段) 実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の1年間の合計(受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
おって、39の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「(上段) 実施時間の総計」に算入することはできないものであること。
「(下段) 受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと(例えば、1年目と2年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に1人ずつ計上すること)。
- 42 (9) 欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。
- 43 (9) 欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「1 無償(実費負担なし)」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償(実費負担あり)」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 44 (9) 欄の③欄の「賃金支給の別」において、「1 有給(無給部分なし)」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給(無給部分あり)」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 45 (9) 欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「1 計画的なOJT」又は「2 OFF-JT」、「訓練費負担の別」が「1 無償(実費負担なし)」、「賃金支給の別」が「1 有給(無給部分なし)」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの(厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練)のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって1年以上の雇用見込みのあるものについては、1年で概ね8時間以上とすることとされていること。
- 46 (9) 欄の③欄の「1～3年目のaの合計(c)」及び「1～3年目のbの合計(d)」については、それぞれ1年目から3年目までの値を合計した数字を記載すること。
また、「1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)」には、上述の(c)を(d)で除して算出された数字を記載すること。
- 47 (9) 欄の③欄については、上記44を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施した全ての訓練について記載すること。ただし、上記44を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。
- 48 (9) 欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

様式第11号 (第14面)

記載要領

II 6月1日現在の状況報告

第7面から第9面まで

- 1 1欄の①欄の「派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。以下同じ。）において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 1欄の①欄、②欄、③欄及び⑤欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。
- 3 1欄の②欄及び②の（続）欄の「業務別派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとすること。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」（獣医師を除く。）等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。
- 4 1欄の③欄の「特定製造業務従事者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在において労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 5 1欄の④欄の「期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第2号から第5号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の実人数（1欄の①欄に記載した派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。
- 6 1欄の⑤欄の「日雇派遣労働者の実人数」のうち、「高齢者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第1号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第2号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第3号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第1号に該当するもののことをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第3号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第2号に該当するものをいうこと。当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合、もつとも主たる理由と考えられるものに算定すること。
- 7 1欄の⑥欄の「特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者の実人数（1欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。
- 8 1欄の⑦欄の「日雇派遣労働者の業務別実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法施行令第4条第1項第1号から第18号までに掲げる業務に従事している日雇派遣労働者の実人数（1欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとすること。
- 9 1欄の⑧欄の「日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第3号から第5号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数（1欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。
- 10 2欄には、6月1日現在において労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数（同日に派遣されている労働者を含み、過去1年以内において派遣されることがない派遣労働者を除く。）を記載すること。
- 11 3欄には、報告の対象となる6月1日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実数を記載すること。なお、6月1日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。
- 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

第六条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則様式第十八号の改正規定を次のように改める。
様式第十八号を次のように改める。



建設業務労働者就業機会確保事業報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

ふりがな
提出者



建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり事業報告を提出します。

報告対象期間

年 月 日から
年 月 日まで

① 許可番号	② 許可年月日	年 月 日
(ふりがな)		
③ 氏名又は名称		
(ふりがな)		
④ 代表者の氏名 (法人の場合)		
(ふりがな)		
⑤ 事業所の名称		
⑥ 事業所の所在地	〒 () () -	

1 送出労働者等の数

① 労働者の総数(人)	常用雇用労働者		常用雇用労働者以外の労働者	
	送出労働者の数(人)	常用雇用労働者	常用雇用労働者以外の労働者	()
② 6月1日現在において送出されていた労働者の数(人)	常用雇用労働者		常用雇用労働者以外の労働者	()
		雇用保険	健康保険	厚生年金保険
③ 6月1日現在における雇用保険及び社会保険の送出労働者への適用状況(人)	常用雇用労働者			
	常用雇用労働者以外の労働者			

2 送出実績

① 送出された労働者の数(人)	職種: 人(延べ数 人) (うち協定対象送出労働者の数: 人(延べ数 人))	職種: 人(延べ数 人) (うち協定対象送出労働者の数: 人(延べ数 人))
	職種: 人(延べ数 人) (うち協定対象送出労働者の数: 人(延べ数 人))	職種: 人(延べ数 人) (うち協定対象送出労働者の数: 人(延べ数 人))
	職種: 人(延べ数 人) (うち協定対象送出労働者の数: 人(延べ数 人))	職種: 人(延べ数 人) (うち協定対象送出労働者の数: 人(延べ数 人))
② 送出労働者を受け入れた受入事業主の数(件)		
③ 建設業務労働者の就業機会確保に関する料金(1日当たりの額(円))	職種: 円	職種: 円
	職種: 円	職種: 円
	職種: 円	職種: 円
④ 送出期間中の送出労働者の賃金(1日当たりの額(円))	職種: 円 (うち協定対象送出労働者の賃金: 円)	職種: 円 (うち協定対象送出労働者の賃金: 円)
	職種: 円 (うち協定対象送出労働者の賃金: 円)	職種: 円 (うち協定対象送出労働者の賃金: 円)
	職種: 円 (うち協定対象送出労働者の賃金: 円)	職種: 円 (うち協定対象送出労働者の賃金: 円)
⑤ 建設業務労働者就業機会確保事業に係る売上高(円)		
⑥ 建設業務労働者就業機会確保契約の期間別件数(件)	3月未満	3月以上6月未満
	6月以上9月未満	9月以上1年未満
	1年以上	合計

3 送出労働者教育訓練実績

① 教育訓練の 種 類	② 対象者	③ 実施 人員 (人)	④ 方法		⑤ 実施主体			⑥ 実施 期間	⑦ 送出労働 者の費用 負担の有 無	備 考
			OJT	Off-JT	送 出 事業主	他の教育訓練 機関への委託	その他			
									有 無	
			有給	無給					有 無	
									有 無	
			有給	無給					有 無	
									有 無	
			有給	無給					有 無	
									有 無	
			有給	無給					有 無	

4 雇用安定措置の実績

対象送出労働者数	第2号の措置（新 たな受入事業主の 提供）を講じた人 数	第3号の措置（送出 事業主で無期雇用） を講じた人数	第4号の措置（その他の措 置）を講じた人数		備考
			教育訓練（雇 用を維持した ままのものに 限る）	左記以外のそ 他の措置	

5 送出労働者の雇用状況

① 送出労働者 氏名	② 常用・ 非常用 の別	③ 雇用期間	④ 送出日	⑤ 所定労働 日数	⑥ 報告対象期間 末日の雇用状 況	⑦ 退職理由
	常・非		(合計 日)		常・非・退職	
	常・非		(合計 日)		常・非・退職	
	常・非		(合計 日)		常・非・退職	
	常・非		(合計 日)		常・非・退職	
	常・非		(合計 日)		常・非・退職	
	常・非		(合計 日)		常・非・退職	
	常・非		(合計 日)		常・非・退職	
	常・非		(合計 日)		常・非・退職	
	常・非		(合計 日)		常・非・退職	
	常・非		(合計 日)		常・非・退職	

6 自社で施工した建設工事に従事させた建設業務労働者の延べ数 (人)

--

様式第18号 (第4面)

記載要領

- 1 報告対象期間は、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日を記載すること。
- 2 第1面上方の提出者欄には、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 1の①の「送出労働者の数」欄については、報告対象期間において送出労働者となる同意を得ている労働者の1日当たりの平均数を記載すること。この場合において、「1日当たりの平均数」とは1日当たりの送出労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者（例えば、送出労働者の雇用管理や受入事業主との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。）の1人1日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。
- 4 1の②欄は、報告対象期間内の6月1日現在において送出されていた労働者の実数を記載すること。
- 5 1の③欄には、報告対象期間内の6月1日現在において、それぞれの保険の種類ごとに適用されている送出労働者の実数を記載すること。
- 6 2の①欄には、報告対象期間において送出された労働者の1日当たりの平均数を記載すること。また、「うち協定対象送出労働者の数」には、当該送出された労働者のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の5に規定する協定対象送出労働者（以下「協定対象送出労働者」という。）として送出された労働者の1日当たりの平均数を記載すること。
- 7 2の②欄には、報告対象期間において建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けた受入事業主（企業の場合は事業所単位）の実数を記載すること。
- 8 2の③欄には、当該事業年度における平均的な1人1日（8時間として算定する。9において同じ。）当たりの額を、職種別に区分して記載すること。この場合において、業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。
- 9 2の④欄には、当該事業年度における平均的な1人1日（8時間として算定する。）当たりの額を、職種別に区分して記載すること。また、「うち協定対象送出労働者の賃金」には、協定対象送出労働者に係る当該事業年度における平均的な1人1日当たりの額を、職種別に区分して記載すること。これらの場合において業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。
- 10 2の⑥欄の「建設業務労働者就業機会確保契約の期間別件数」欄には、報告対象期間に締結した建設業務労働者就業機会確保契約における建設業務労働者の就業機会確保の期間について期間別に区分した件数を記載すること。
- 11 3の①欄は、「送出前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載すること。労働安全衛生法第59条第2項の規定に基づく作業内容の変更の際の労働安全衛生教育についても、この欄に具体的に記載すること。安全衛生教育について記載する場合は、3の④欄の「OJT」とあるのは「実技」と、「Off-JT」とあるのは「座学」とし、「(賃金支給の状況)」及び3の⑦欄については、記載を要しない。
- 12 3の②欄は、「新規に送出労働者となった者」、「〇〇職種技能検定2級の者」等具体的に記載すること。
- 13 3の④欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に〇印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行ったときは、該当する欄全てに〇印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を〇で囲むこと。
- 14 3の⑤欄については、該当する欄に〇印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行ったときは、該当する欄全てに〇印を記載すること。
- 15 4欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象送出労働者数及び各雇用安定措置の区分ごとの送出労働者の実人数を記載すること。

様式第18号 (第5面)

- 16 4欄の「第2号の措置(新たな受入事業主の提供)を講じた人数」、「第3号の措置(送出事業主で無期雇用)を講じた人数」及び「第4号の措置(その他の措置)を講じた人数」については、同一の送出労働者に複数の措置を実施した場合であってもそれぞれ実施した措置に係る人数を記載すること。
- 17 4欄の「第4号の措置(その他の措置)を講じた人数」において、「教育訓練(雇用を維持したままのものに限る)」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の送出労働者に複数の措置を実施した場合であってもそれぞれ実施した措置に係る人数を記載すること。
- 18 5の②欄については、常用は「常」に、非常用は「非」に○を付けること。
- 19 5の④欄については、全ての送出日を記載するとともに、()内にその合計日数を記載すること。
- 20 5の⑥欄については、報告対象期間末日における雇用状況が常用であれば「常」に、非常用であれば「非」に、退職していれば「退職」に○を付けること。また、「退職」に○を付けた場合においては、5の⑦欄に解雇、定年退職、自己都合退職等退職の具体的な理由を記載すること。
- 21 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

第七条中港湾労働法施行規則様式第十三号の改正規定を次のように改める。

様式第十三号を次のように改める。



港湾労働者派遣事業報告書

報告対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

① 許可番号 ② 許可年月日 年 月 日

(ふりがな)

③ 氏名又は名称

(ふりがな)

④ 法人にあつては、その代表者の氏名

(ふりがな)

⑤ 事業所の名称

⑥ 事業所の所在地

備考

〒 () ()

1 派遣労働者雇用等実績

派遣労働者が主として従事する業務	船内作業	作業ほしげ作業	沿岸作業	いかだ作業	船舶整備	貨物作業	倉庫作業	港湾荷役作業	合計
① 派遣労働者の数 うち協定対象派遣労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
② 平均的1人1日 当たり賃金 うち協定対象派遣労働者の平均的1人1日当たり賃金	円	円	円	円	円	円	円	円	円

2 労働者派遣等実績

派遣労働者が主として従事する業務	船内作業	ほしけ作業	沿岸作業	いかだ作業	船舶整備	貨物作業	倉庫作業	港湾荷役作業	合計
① 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	件	件	件	件	件	件	件	件	件
② 平均的1人1日(8時間)の派遣料金	円	円	円	円	円	円	円	円	円
③ 平均的な1人1月当たりの派遣日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日
④ 港湾労働者派遣事業に係る売上高	円								

港湾労働法第23条の規定により適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により上記のとおり事業報告を提出します。

年 月 日

提出者 印

厚生労働大臣 殿

(日本産業規格A列4)

記載要領

- 1 報告対象期間は、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日を記載してください。
- 2 港湾労働法第23条の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第17条第2項の規定により収支決算書又は貸借対照表及び損益計算書を提出しない場合は、備考欄にその旨を記載してください。
- 3 第1の①欄の「派遣労働者の数」には、報告対象期間において、港湾労働法第12条第1項の許可を受けて行っている港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用した1日当たりの平均数を、当該派遣労働者が主として従事する業務ごとに記載してください。また、同欄の「うち協定対象派遣労働者の数」には、当該派遣労働者、労働者のうち港湾労働法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第80条の5に規定する協定対象派遣労働者（以下「協定対象派遣労働者」という。）として雇用した1日当たり平均数の平均数を、協定対象派遣労働者が主として従事する業務ごとに記載してください。なお、「港湾荷役作業」に主として従事する労働者を、労働者として計上した労働者については、「船内作業」に主として従事する労働者又は「沿岸作業」に主として従事する労働者として改めて計上しないでください。
 - イ 「船内作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。
 - ロ 「はしげ作業」とは、港湾運送事業法第2条第3号に掲げる行為をいいます。
 - ハ 「沿岸作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。
 - ニ 「いかだ作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為をいいます。又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。
 - ホ 「船舶貨物整備作業」とは、港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。
 - ヘ 「倉庫作業」とは、港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）をいいます。
 - ト 「港湾荷役作業」とは、船内作業及び沿岸作業をいいます。
- 4 ②の欄の「平均的1人1日当たり賃金」には、報告対象期間においてそれぞれの派遣労働者に対して支払った賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の総額を報告対象期間において当該それぞれの派遣労働者が在籍していた日数の総数で除した金額を記載してください。また、同欄の「うち協定対象派遣労働者の平均的1人1日当たり賃金」には、当該労働者のうち協定対象派遣労働者に対して支払った賃金の総額を、報告対象期間において当該それぞれの協定対象派遣労働者が在籍していた日数の総数で除した金額を記載してください。
- 5 ②の①欄には、報告対象期間において労働者派遣の役務の提供を受けた者（企業の場合は事業所単位）の実数を記載してください。第2面下方の提出者欄には、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は自筆による署名のいずれにより記載してください。
- 7 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付してください。